

創業される方へのアドバイスに知っておくと便利なマメ知識

(1)創業の事業形態(個人・法人)について

個人での創業と法人(会社)を設立しての創業とを比較してみます。

	個人	法人(株式会社)
開業手続き	比較的簡単で特別な費用は必要ありません。	設立登記に時間と費用がかかります。 ※登記にかかる費用の一例 収入印紙 定款認証料 定款謄本代等 登録免許税 (手続きを司法書士などの専門家に依頼する場合は別途費用がかかります。)
社会的信用	一般的に法人に比べてやや劣ります。	一般的に信用力に優り、従業員の採用などで有利です。
税務申告	申告書類などは比較的記載が簡単です。3月15日が確定申告の期限です。	決算などの書類作成が複雑です。
税金(課税)	事業が小規模の場合は有利です。	事業が大規模になると節税の効果があります。
事業に対する責任	無限責任。万一の場合には個人の全財産をもって弁済します。	出資分を限度とする有限責任ですが代表者は取引に際し連帯保証人となる場合があります。
事業主の報酬	事業利益が事業主の報酬となります。	定款または株主総会の決議で決定します。社長や役員の給与は、役員報酬として経費になります。

(2)開業に必要な許認可の取得や各種届け出について

開業の際には事業内容や規模により許認可の取得や各種「届け出」が必要です。

許認可	税務署	県税事務所	社会保険事務所	公共職業安定所	労働基準監督署
許認可 飲食業 保健所 業務 美容業 理容業 公共職業安定所…人材派遣業 運輸局・愛媛県…旅行業 など	税務署 個人の方は開業の日から1ヶ月以内に開業届出書、法人の方は会社設立から2ヶ月以内に法人設立届出書	県税事務所 個人の方も法人の方も開業の日(設立日)から15日以内に事業開始等申告書を提出	社会保険事務所 ・社会保険、厚生年金保険 法人はすべて強制加入、個人で5人以上従業員を雇用する場合は強制加入	公共職業安定所 ・雇用保険 個人・法人とも従業員を雇うときは加入	労働基準監督署 ・労働保険 個人・法人とも従業員を雇うときは加入

(3)開業にともなう各種届け出

事業形態により開業にともなう届出書が異なります。

	個人	法人
税務署(国)	開業届出書	法人設立届出書
県税事務所	事業開業報告書	法人設立報告書
市町村役場	開業等届出書	法人設立届出書
社会保険事務所	国民健康保険、国民年金	健康保険、厚生年金保険
	①新規適用届 ②新規適用事業所現況書 ③被保険者資格取得届 ④被扶養者(異動)届 ⑤国民年金第3号被保険者の届出	
公共職業安定所	雇用保険 ①適用事業所設置届 ②被保険者資格取得届	
労働基準監督署	労災保険 ①保険関係成立届 ②適用事業報告書 労働保険概算保険料申告書	

(4)税金について

毎期必ず申告の必要がありますのできちんと理解しておきましょう。

	個人	法人
国税	所得税 個人住民税 ①県民税 ②市町村民税 個人事業税	法人税 法人住民税 ①県民税 ②市町村民税 法人事業税
地方税	所得金額に応じて課税されます。 均等額でかかる「均等割」と前年の所得に比例してかかる「所得割」からなります。	所得金額に応じて課税されます。 資本金等の金額区分に応じてかかる「均等割」と当期の法人税額に応じてかかる「法人税割」からなります。
消費税	消費税(6.3%) 地方消費税(1.7%)	消費税(6.3%) 地方消費税(1.7%)
	課税売上高1,000万円以下の事業者は免税です。	課税売上高1,000万円以下の事業者は免税です。